

横浜フィルムコミッション事業実施要綱

制 定 平成 25 年 3 月 29 日 文 観 第 836 号

最近改正 令和 8 年 3 月 18 日 政 広 第 1677 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市（以下「本市」という。）が、国内外への街の魅力発信による都市ブランド力の向上及び集客増、また、作品を通じた行政課題の解決や施策の理解促進につなげることを目的に、市内における映像又は出版物の撮影等を支援する横浜フィルムコミッション事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「映像」とは、映画（ビデオ装置を使用するものを含む。）、テレビ等放送番組（テレビ等コマーシャルを含む。）、WEB 配信番組、その他これらに準ずる動画及び静止画をいう。

2 この要綱において「出版物」とは、雑誌、カタログ、ポスター等、販売・配布の目的で印刷した書物・図画などをいう。

3 この要綱において「撮影」とは、映像又は出版物を制作するために行う動画若しくは静止画の撮影をいう。

4 この要綱において「撮影者」とは、映像又は出版物を制作するために撮影しようとする者若しくは委任その他の契約等に基づき撮影に関し必要な全ての権限を有している者をいう。

5 この要綱において「撮影受入施設」とは、映像若しくは出版物の活用による施設の広報若しくは PR 等のため又は本事業への協力のために撮影を受け入れる施設をいう。

6 この要綱において「施設管理者」とは、撮影受入施設を管理する権限を有する者をいう。

7 この要綱において「支援案件」とは、本事業の趣旨に寄与するものと認め、撮影に関する支援をすることを決定した案件をいう。

8 この要綱において「相談対応案件」とは、本事業の趣旨に照らし、撮影相談や情報提供を行う案件をいう。

(事業内容等)

第 3 条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 良好な撮影環境を保持するため、撮影者に対して行う支援（以下「撮影支援」という。）

(2) 撮影受入環境を整備するため、撮影受入施設に対して行う支援（以下「撮影受入支援」という。）

(3) 本事業に係る広報

(4) その他、本事業の実施に当たって必要な事項

2 前項第 1 号に定める撮影支援として、次に掲げる取組を行う。ただし、第 3 号及び第 4 号に定める取組は、原則として支援案件に限り行うものとする。

(1) 撮影相談 撮影者からの撮影に関する相談への対応、アドバイス等

(2) 情報提供 撮影者からの相談に基づき実施する市内での撮影に関する情報提供、撮影受入施設に関する情報提供及び撮影機材等に関するアドバイス等

(3) 撮影受入施設との調整 撮影者の要望をふまえた撮影受入施設との撮影実施に関する諸調整

(4) 撮影時の立会い等 前各号を踏まえた撮影受入施設における撮影時の立会い、現場調整及び現場確認等

3 第1項第2号に定める撮影受入支援として、次に掲げる取組を行う。ただし、第3号及び第4号に定める取組は、原則として支援案件に限り行うものとする。

(1) 撮影受入相談 撮影受入に関する撮影受入施設からの相談への対応、アドバイス等

(2) 情報提供 撮影受入施設に対する撮影者、撮影に関する情報の提供等

(3) 撮影者との調整 撮影受入れに係る撮影者との調整及びロケハン等への立会い等

(4) 撮影時の立会い等 撮影時の立会い、現場調整及び現場確認等

4 本事業における撮影者に対する支援は、第2項に定める撮影支援に限るものとし、次に掲げる事項は、撮影者からの求めがあってもこれを行わないものとする。

(1) 撮影支援を受けて撮影した映像及び出版物に対する後援名義の使用許諾、協賛、資金助成等

(2) 撮影支援を受けて撮影した映像及び出版物の放映、放送及び出版に関わるプロモーションに対する後援名義の使用許諾、協賛、資金助成等

(支援対象)

第4条 本事業では、次の各号に掲げるもののうち、広く公開や放映、放送、出版されることが予定されており、不特定多数の人々が視聴、購読できる映像及び出版物又は横浜の街並みや景観、食、文化、歴史等に関する情報又は市内観光施設、商業施設、イベント等の紹介、若しくは行政課題の解決や施策の理解促進につながる映像及び出版物であって、かつ業として制作されるものについて、前条第2項及び第3項に定める撮影等の支援を行うものとする。

(1) 映画(ビデオ装置を使用するものを含む。)

(2) テレビ等放送番組

(3) テレビコマーシャル

(4) 各種プロモーションビデオ

(5) Web 配信動画

(6) 雑誌、カタログ、ポスター等の写真

(7) アニメーション

(8) その他前各号に類する映像及び出版物

(撮影支援の対象外)

第5条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、本事業の対象としない。

(1) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する映像又は出版物の撮影

(2) 一般財団法人映画倫理機構が定める「R18+」に指定、若しくは前述と同等の視聴制限を指定される予定のもの。その他、これらと同等の制限をすべきと判断される映像の撮影

(3) 公序良俗に反する映像の撮影

(4) 法令等を遵守せずに行われる撮影

(5) 本事業の運営上支障がある撮影

(6) 公益を害するおそれのある撮影

(7) 横浜市暴力団排除条例(平成23年条例第51号)第2条に規定する暴力団等と関係を有すると認められる者が行う撮影

(8) その他、市長が対象外と認めた撮影

(9) 上記のほか、撮影支援を行うことによって第1条に掲げた目的に反するおそれのあるもの

(申請手続等)

第6条 第3条第2項に定める撮影支援を希望する撮影者（以下「申請者」という。）は、必要書類を添付の上、「横浜フィルムコミッション 撮影支援・協力依頼書」（様式1）及び「横浜フィルムコミッション撮影支援・協力依頼に当たっての遵守事項同意書」（様式2）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に基づく申請内容に変更があった場合には、速やかに申し出なければならない。

(撮影支援の決定)

第7条 市長は、前条に基づく申請を受けた場合には、速やかに別途定める基準に従って審査を行い、当該申請に係る撮影について対応の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項に基づく審査の後、速やかに当該申請に係る撮影支援の可否について横浜フィルムコミッション撮影支援決定通知書（様式3）を申請者へ通知するものとする。

(撮影者への協力依頼)

第8条 市長は、この要綱に基づく撮影支援を受けた映像又は出版物を公開、放映、放送又は出版する際、当該映像又は出版物に「横浜フィルムコミッション」（英語表記の場合は「Yokohama Film Commission」）のクレジット等表示の協力を必要に応じて求めるものとする。

(撮影支援の決定取消し)

第9条 第7条の規定により撮影支援の決定を受けた者が、当該支援を受けた撮影に関して第5条各号のいずれかの規定に該当することが判明し、本事業の所管課の指示を無視し、又は法令及び管理権限に基づく施設管理者の指示に反した場合は、第7条に規定する当該申請に係る撮影支援の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合には、速やかに横浜フィルムコミッション撮影支援決定取消通知書（様式4）を申請者へ通知するものとする。

(免責)

第10条 本市は、この要綱に基づき支援した映像作品の内容について、責任を負わないものとする。

2 施設管理者は、撮影受入に関連し損害等が発生した場合であっても、本市にその賠償を求めることはできない。

なお、本市に故意又は重過失があった場合はこの限りでない。

3 撮影者は、撮影予定日までに管理者から撮影の許可が得られない場合、撮影の許可を得た後に管理者から当該許可を取消しされた場合、前条による撮影支援の決定取消しがなされた場合等により、予定通りに撮影ができなかった場合であっても、そのことを理由として、本市に損害の賠償を求めることはできない。

なお、本市に故意又は重過失があった場合はこの限りでない。

(費用)

第 11 条 この要綱に基づき実施する調整事務等にかかる費用は、本市の負担とする。

2 この要綱に基づく撮影支援を受け、撮影受入施設を利用して撮影を行った場合において、当該施設が定める利用料金は、撮影者の負担とする。

(事業の所管)

第 12 条 本事業に係る事務は、政策経営・国際戦略局広報・プロモーション戦略課が行う。

(その他)

第 13 条 本事業の実施に当たっては、施設管理者の意思及び決定を尊重するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別途、政策経営・国際戦略局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の制定に伴い、横浜のシティプロモーションに係る撮影支援事業要綱は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

横浜フィルムコミッション 撮影支援・協力依頼書

提出書類

- 1 撮影支援・協力依頼書(本書)
- 2 撮影支援・協力依頼にあつての遵守事項同意書
- 3 撮影内容がわかる資料(企画書、台本等)

送付先

横浜フィルムコミッション
 (e-mail) ss-film-c@city.yokohama.lg.jp
 (FAX) 045-661-2351

依頼者情報

1 法人情報	(法人名)	
	(代表者の役職)	(代表者氏名)
	(住所)	
	(TEL)	
2 制作担当者	(氏名)	(役職名)
	(TEL)	(携帯電話)
	(e-mail)	
3 緊急連絡先 担当者	(氏名)	(役職名)
	(TEL)	(携帯電話)
	(e-mail)	

作品情報

1 作品・番組名	
2 公開・放送媒体名 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 劇場公開 <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> WEB・配信 <input type="checkbox"/> その他() ※配給会社・テレビ局・配信会社・雑誌名等 具体的に記載
3 種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> ドラマ <input type="checkbox"/> プロモーションビデオ <input type="checkbox"/> CM <input type="checkbox"/> 雑誌等 <input type="checkbox"/> アニメーション <input type="checkbox"/> その他()
4 撮影期間	年 月 日 ~ 年 月 日 頃まで
5 公開・放送予定	年 月 日 ~ 年 月 日 時 分 ~ 時 分

撮影希望内容

1 撮影希望場所等	※具体的な希望内容を記入してください。
-----------	-------------------------

確認事項

1 横浜の取り上げ方 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 横浜舞台(明言あり) <input type="checkbox"/> 横浜メイン <input type="checkbox"/> 複数都市の中の1つ <input type="checkbox"/> 架空都市舞台(都市名明示無) <input type="checkbox"/> 特定シーン・施設のみ <input type="checkbox"/> その他()
2 レイティング指定(予定) (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 視聴制限なし <input type="checkbox"/> 視聴制限あり ⇒ <input type="checkbox"/> PG12+ <input type="checkbox"/> R15+ <input type="checkbox"/> R18+ <input type="checkbox"/> その他()
3 保険加入 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 加入済 (保険会社名) (種類) <input type="checkbox"/> 加入予定:詳細がわかり次第、連絡します。 <input type="checkbox"/> 未加入
4 その他確認事項 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 横浜フィルムコミッション事業実施要項第5条(撮影支援の対象外)及び横浜フィルムコミッション事業事務取扱要領第5条(撮影支援の対象外)に該当しないことを確認した。

広報の協力について

ご協力いただける項目 (該当全てにチェック)	<input type="checkbox"/> クレジット掲載:横浜フィルムコミッション及び撮影協力先のクレジットを掲載可能 <input type="checkbox"/> 横浜市のホームページなどに作品の情報について掲載が可能 ※ その他、撮影現場写真のメディア掲載、デジタルサイネージ発信のためのビジュアルデータの提供等、クレジットが確認できるシーンのキャプチャ画像の提供等、ご相談させていただく場合がございます。
---------------------------	---

(様式2)

横浜フィルムコミッション
撮影支援・協力依頼にあたっての遵守事項

撮影への支援・協力を円滑に進めるため、横浜フィルムコミッション事業実施要綱、横浜フィルムコミッション事業事務取扱 要領及び本遵守事項を、十分に確認してください。

なお、記載項目に反する行為があった場合は、今後、横浜フィルムコミッションとしての支援・協力はいたしかねますので、予めご了承ください。

- 1 支援依頼を行う制作会社及び法人の代表者を明らかにし、横浜フィルムコミッション事業実施要綱、横浜フィルムコミッション事業事務取扱要領及び本遵守事項への同意として、下記に記名してください。
- 2 横浜フィルムコミッションとの交渉担当者を決め、責任の所在を明確にしてください。
- 3 撮影に当たっては施設管理者等と十分に協議してください。
その際、施設管理者等から指示や諸条件の提示があった場合は、それらを厳守してください。
- 4 撮影等の中止及び予定日時や内容を変更したときは、速やかに施設管理者等に報告してください。あわせて横浜フィルムコミッションへ連絡してください。
- 5 撮影等に際して、騒音や夜間照明等により現場周辺にお住まいの方の生活に支障が生じる可能性がある場合は、地元への事前説明と協力依頼を行ってください。
- 6 施設または物品等に損害を与えた場合、迅速に対応してください。また、事故・トラブル等が発生しないよう、安全対策には万全を期してください。万が一発生した場合は、速やかに必要部署へ連絡してください。
なお、撮影にあたっては、事故・被害補償に備え、撮影保険への加入をお願いします。
- 7 撮影等を終了した時点で、施設の原状回復や清掃を行ってください。
- 8 撮影等によって発生する諸費用については、制作者側で負担してください。
- 9 撮影等に必要となる業者の紹介を受けた場合は、制作者側で発注または契約してください。
- 10 横浜フィルムコミッション事業実施要項第5条(撮影支援の対象外)及び横浜フィルムコミッション事業事務取扱要領第5条(撮影支援の対象外)に該当しないことを確認してください。第5条各号のいずれかの規定に該当することが判明し、本事業の所管課の指示を無視し、又は法令及び管理権限に基づく施設管理者の指示に反した場合は、第7条に規定する当該申請に係る撮影支援の決定を取り消すことがあります。

なお、横浜フィルムコミッションでは、撮影への支援・協力を最大限に努力いたしますが、施設管理者等からの許可・同意が得られないなど撮影が不成立となった場合は、横浜フィルムコミッションはその責任を負いかねますので予めご了承ください。

< 同意書 >

- ① 横浜フィルムコミッション事業実施要綱、横浜フィルムコミッション事業事務取扱要領及び本遵守事項に同意します。
- ② 必要となる関連書類(企画書、台本等)を提出します。
- ③ 本書及び提出書類を、撮影協力依頼先へ提出することに同意します。

年 月 日

法人名:

本件代表者:

制作担当責任者:

役職名:

役職名: